

令和6年度 市民税・府民税 申告の手引き

平素より市民税・府民税の申告、納税にご協力をいただきありがとうございます。この申告は、あなたの市民税・府民税を計算するための課税資料として、また、所得・課税証明書などを発行するための大切な資料となりますので、この申告の手引きを参考に申告書を作成してください。

●提出期限 3月15日（金）まで

令和6年度から適用の税制改正内容

1. 森林環境税（国税）の創設

市民税・府民税とあわせて森林環境税（国税）が課税されます。

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）」に基づき、国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、

市民税・府民税とあわせて、一人年額1，000円を市区町村が賦課徴収することになります。

市民税・府民税（均等割）内訳	令和5年度まで	令和6年度以降
市民税	3,500円※	3,000円
府民税	1,500円※	1,000円
大阪府森林環境税（府民税）	300円	300円
森林環境税（国税）	－	1,000円
合計	5,300円	5,300円

※市民税・府民税の均等割について、東日本大震災復興基本法に基づき、それぞれ500円が加算されていましたが、令和5年度で終了しました。

2. 上場株式等の配当所得等に係る課税方式の統一

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額については、所得税と異なる課税方式の選択が可能とされてきましたが、令和6年度課税以降は、一致させることとなります。

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額を所得税の確定申告において申告すると、市民税・府民税においても合計所得金額に算入することとなります。

それにより、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税の判定、国民健康保険料や介護保険料等の算定などに影響する場合がありますので、ご注意ください。

3. 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

国外居住親族に係る扶養控除の適用について、30歳以上70歳未満の方は次のいずれかに該当している場合のみ対象となります。

(1) 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった方

※外国政府又は外国の地方公共団体が発行した、留学ビザ等の提示又は提出が必要です。

(2) 障害のある方

※障害のある方とは障害者控除の要件に従います。

(3) 扶養控除を申告する納税義務者から前年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている方

※送金関係書類でその送金額等が38万円以上であることを明らかにする書類が必要です。

(注意) いずれも親族関係書類、送金関係書類及び日本語訳の提示又は提出が必要です。

1 申告が必要な方・・・令和6年1月1日現在、堺市に住所があり、令和5年中に所得があった方です。

所得がなかった方でも、次の場合は申告が必要です。「3 申告書の記入の仕方」を参考に申告書二面の「※収入がなかった方などの記入欄」を記入のうえ、申告してください。

ア 所得・課税証明書等の発行が必要な場合

イ 国民健康保険料、介護保険料、認定こども園等利用料、公営住宅の家賃等の算定など、各種制度の利用のために市民税・府民税の申告が必要とされている場合

ただし、次の方は申告の必要はありません。

① 所得税の確定申告をする方

【確定申告が必要な場合の例】

ア 事業（営業、農業、請負報酬、外交員報酬など）所得、不動産所得等がある方で、所得税を納税する必要がある場合

イ 給与所得がある方で、医療費控除、住宅借入金等特別控除などにより所得税の還付を受けようとする、又は所得税の追加納税をする場合

ウ 給与所得がある方で、令和5年の途中で退職され、その後就職をせず、年末調整を受けなかった場合

エ 公的年金等の収入金額が400万円を超えていて、所得税を納税する必要がある場合

オ 公的年金等の収入金額が400万円以下であるが、公的年金以外の所得金額が20万円を超えており、所得税を納税する必要がある場合

カ 公的年金等の収入があり、エ、オに関わらず所得税の還付を受けようとする場合

② 所得が給与のみで、勤務先から堺市に給与支払報告書が提出されている方

③ 昭和34年1月2日以降生まれ（65歳未満）で、所得が公的年金等のみで令和5年中の収入が次に該当する方（条例等により非課税になるため申告不要）

・収入金額が105万円以下の方

・収入金額が1，713，334円以下で、公的年金等の源泉徴収票に配偶者の氏名の記載があり、配偶者の合計所得金額が48万円以下（※2）であり、その旨を年金機構等に報告している方

・収入金額が2，166，667円以下で、本人が障害者・寡婦・ひとり親に該当し、公的年金等の源泉徴収票にその記載のある方

④ 昭和34年1月1日以前生まれ（65歳以上）で、所得が公的年金等のみで令和5年中の収入が次に該当する方（条例等により非課税になるため申告不要）

・収入金額が155万円以下の方

・収入金額が211万円以下で、公的年金等の源泉徴収票に配偶者の氏名の記載があり、配偶者の合計所得金額が48万円以下（※2）であり、その旨を年金機構等に報告している方

・収入金額が245万円以下で、本人が障害者・寡婦・ひとり親に該当し、公的年金等の源泉徴収票にその記載のある方

※①③④において、公的年金等が複数ある場合は合計する

（※2）配偶者が65歳未満の場合、公的年金等の収入のみで108万円以下の方

配偶者が65歳以上の場合、公的年金等の収入のみで158万円以下の方

⑤ 所得が公的年金等のみで、③、④に該当しない方で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載のある社会保険料や配偶者控除等以外に申告する控除がない方

⑥ 収入が遺族年金や障害年金のみの方

※遺族年金や障害年金は課税対象の収入ではないため申告の必要はありません。ただし、申告が必要な場合は「3 申告書の記入の仕方」を参考に、申告書二面の「※収入がなかった方などの記入欄」を記入のうえ、申告してください。

2 申告書の提出方法

（1）申告時に必要なもの（下記書類の添付・提示がない場合は、控除を適用できないことがあります。）

① 申告書

② 本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等）

※堺市に住民票のない方は、個人番号を確認できる書類（マイナンバーカード、個人番号通知カード等）も必要です。

③ 令和5年1月1日から令和5年12月31日までの収入（所得）の内容がわかるもの（コピー可）

④ 社会保険料（国民年金保険料、国民健康保険料、任意継続健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料等）の納付証明書

⑤ 生命保険料（一般、介護医療、個人年金）、地震保険料（旧長期損害保険料含む）の控除証明書

⑥ 障害の種別、程度（等級）のわかる各種手帳、障害者控除対象者認定書

⑦ 国外居住親族に係る扶養控除を受ける場合、親族関係書類及び送金関係書類（左記の書類が外国語で作成されている場合はその翻訳文）

※扶養親族が30歳以上70歳未満の場合は、手引き1ページの「3. 国外居住親族に係る扶養控除の見直し」をご確認ください。

⑧ 勤労学生控除を受ける場合、高等学校、大学等の生徒は学生証、専修学校や各種学校の生徒、職業訓練法人の認定職業訓練を受けている方は、その学校や法人から交付される証明書

⑨ 医療費控除の明細書・医療費通知等

・医療費控除を受ける場合、同封の「医療費控除明細書」を記入してください。なお、領収書はご自宅で5年間保管してください。

・医療費控除の特例（セルフメディケーション税制：スイッチOTC医薬品等を購入した場合）の適用を受ける場合は、セルフメディケーション税制の明細書を記入してください。なお、健康診断等結果通知表は、ご自宅で5年間保管してください。「セルフメディケーション税制の明細書」の様式は堺市ホームページに掲載しています。

・次の項目の記入があれば、同封の明細書や堺市ホームページに掲載の様式以外の明細書でも申告に利用できます。

ア 医療を受けた人の氏名

イ 続柄

ウ 病院・薬局などの名称

エ 令和5年中に支払った医療費

オ 生命保険や社会保険などで補てんされる金額（補てん対象となった医療費の金額を限度として、その金額を記入してください。）

【医療費控除を受ける際の注意事項】

※医療費の明細書・医療費通知の添付は必須です。医療費控除の明細書の添付がない場合は控除を適用できないことがあります。（医療費通知を使用して申告する場合は、通知書原本の添付も必要です。）また**医療費や医薬品購入の領収書のみを提出されても医療費控除は適用できません。**

※医療費の明細書は「医療を受けた人」、「病院・薬局などの名称」ごとにまとめて記入してください。

※補てん金は、受け取りが翌年以降でも医療費の支払が令和5年中の場合は、見込額での記入が必要です。受取額が見込額と異なるときは、後日訂正してください。

※医療費控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

⑩ 次に該当する寄附金の受領書等（領収金額の合計が2，000円以上のもの）

都道府県、市区町村分 （特例控除対象）	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県、市区町村への寄附でふるさと納税の特例対象として総務大臣が指定したもの 災害義援金で最終的に被災地方団体又は義援金配分委員会等に拠出されるもの
住所地の共同募金会、日赤支部 都道府県、市区町村分 （特例控除対象以外）	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府共同募金会及び日本赤十字社大阪府支部に対する寄附で総務大臣の承認を得たもの ふるさと納税の特例対象として総務大臣の指定を受けていない都道府県、市区町村への寄附
条例指定	堺市分 大阪府分
	<ul style="list-style-type: none"> 大阪府、堺市それぞれが条例で指定した寄附

（2）提出先 市税事務所 市民税課【申告期間中は、各区役所に設ける申告会場で提出できます。】

各区役所の申告会場開設期間は、2月16日（金）から3月15日（金）までです。申告が遅れると、市民税・府民税の算定が遅くなり納付回数が増える、所得・課税証明書の発行が遅れるなどの影響が出る可能性がありますので、期間内に申告を行ってください。申告期間中、各区の申告会場は混雑が予想され、長時間お待ちをせる場合があります。

—— 混雑を避けるため、郵送による申告書の提出にご協力ください。 ——

○ 郵送で提出される場合は、同封の返信用封筒（切手不要・普通郵便扱い）もご利用いただけます。

○ 添付書類台紙に「2(1)申告時に必要なもの」に記載の証明書等を貼付してください。

※②本人確認書類、⑥障害の種別、程度(等級)のわかる各種手帳、⑧学生証については写し(コピー)を貼付してください。

○ **申告書の写しが必要な方は、申告書を郵送の際に、2(1)申告時に必要なものに加え、次のものを同封してください。**

① 記入済の申告書の写し(コピー)

※申告書の写し(コピー)が同封されていない場合は、申告書上部の受付書のみを返送となりますのでご注意ください。

② **ご自宅への返信用封筒(宛名をご記入のうえ、所定額の切手を必ず貼付しておいてください。)**

ご不明な点がある方は、**市税事務所 市民税課** 電話(0570-001-731) FAX(072-251-5632)へお問い合わせください。

なお、申告会場では電話でのお問い合わせはお受けしておりません。

※一部のIP電話等をご利用の方は右記電話番号をご利用ください。（堺区・西区）072-231-9751 （中区・南区）072-231-9752 （東区・北区・美原区）072-231-9753

